

物価高騰等の影響を受けている中小企業者等向けの融資制度 **川崎市伴走支援型経営力強化資金**

令和7年度は、令和7年4月1日から9月30日までの保証申込受付分まで、一般枠の信用保証料補助を70%とし、金融機関の伴走支援により中小企業者等の資金繰りと経営改善をサポートいたします。また、令和7年6月2日から9月30日まで一連の米国関税措置により、影響が生じている中小企業者等の負担軽減を図るため、セーフティネット(5号)枠の信用保証料補助を70%とします。

【制度の概要】

融 資 利 率

固 定 金 利 年 1.8%以内
融資限度額 1億円

信用保証料

【市補助後】

一般枠

令和7年4月1日から令和7年9月30日保証申込受付まで
保証料70%補助

年 0.135%～0.525%

※ 保証料70%補助の案件については、条件変更分の補助はありません。

令和7年10月1日以降 保証料50%補助
年 0.225%～0.875%

セーフティネット(5号)枠

令和7年6月2日から令和7年9月30日保証申込受付まで
保証料70%補助

年 0.230%

※ 保証料70%補助の案件については、条件変更分の補助はありません。

令和7年10月1日以降 保証料50%補助
年 0.383%

※ セーフティネット(5号)枠の利用は、新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限ります。

※金融機関経由でお申し込みが必要です。

詳しくは、裏面をご確認ください。

川崎市中小企業融資制度【伴走支援型経営力強化融資】

川崎市は、物価高騰等の影響を受け、金融機関の継続的な支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者等に、保証料を引き下げ、固定金利で支援します。

	一般	セーフティネット(5号)
利用できる方	(1)金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定(※)並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 ※「事業行動計画書」は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 ①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画	左記(1)及び下記(2)を満たす中小企業者等 (2)中小企業信用保険法(以下、「法」という。)第2条第5項第5号の規定による認定(法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)を受けていること →<u>指定業種に属する事業を行う中小企業者等で売上高等が5%以上減少していること</u>(詳細は、市HP参照) ※<u>資金使途は借換限定</u>(借換資金に追加融資資金を加えることは可) 【当制度の対象となる借換資金】 ①新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 ②伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ③法第12条に規定する経営安定関連保証(法第2条第5項第4号 新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ④法第15条に規定する危機関連保証(法第2条第6項新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ⑤経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(令和2年2月1日～令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
融資条件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の継続的な経営支援を受けつつ、「事業行動計画書」(今後取り組む事項を記載)を作成並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	
融資限度額	1億円	
融資期間	運転資金：5年以内 / 設備資金：7年以内 / 借換：10年以内 (それぞれ据置1年以内を含む。)	
取扱期間	令和7年4月1日～ ※保証料70%補助は令和7年9月30日保証申込受付(注)まで、以降は50%補助 (注)保証申込受付とは、保証協会が申込を受け付ける期限となります。	
融資利率	年1.8%以内	
信用保証料(率) 〔市補助後〕	〔令和7年4月1日～9月30日〕 年0.135%～0.525% ※ 条件変更分補助なし 〔令和7年10月1日～〕 年0.225%～0.875%	〔令和7年6月2日～9月30日〕 年0.230% ※ 条件変更分補助なし 〔令和7年10月1日～〕 年0.383%
必要書類	(1)「経営力強化保証」申込人 資格要件等届出書 (2)事業行動計画書	左記(1)、(2)に加えて川崎市の認定書 認定申請先：川崎市金融課及び中小企業溝口事務所
申込先	取扱金融機関	

【問い合わせ先】

融資相談窓口

■川崎市経済労働局経営支援部金融課 (川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階)

電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

■川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所 (川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階)

電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075

受付時間：午前 8 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

経営支援・専門家派遣

■川崎市産業振興財団のワンデイ・コンサルティング(無料)

適切な登録専門家を無料で派遣します。(1回2時間程度、最大3回まで)

電話 044-548-4141

■川崎市信用保証協会の経営相談窓口・専門家派遣(一部有料)

電話 044-211-0504

川崎市 H P



川崎市産業振興財団 H P



川崎市信用保証協会 H P

